令和7年第1回定例会

駿東伊豆消防組合議会会議録

令和7年2月5日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

令和7年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会	期	日 程目 2	2
付	議事	牛等一覧目 ;	3
	2月	5日(水)]	
	1	開会及び開議の宣告	3
	2	義席の指定	4
	3	会議録署名議員の指名	4
	4	諸般の報告	4
	5	会期の決定	5
	6	報第1号から議第7号までの	
		9件一括上程、説明、質疑、討論、採決	3
	7	発議第1号の上程、採決2	2
	8	肖防行政に対する一般質問2	2
	9	義会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出2	5
	1.0		

令和7年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容		
1	月日 2月5日	水 水	開議時刻 午後2時	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号、報第2号、議第1号~議 第7号の説明 質疑 討論 採決 発議第1号 採決		
					消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会		

付議事件等一覧

1	報第	1号	専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)
2	報第	2号	専決処分の報告について (交通事故損害賠償額の決定)
3	議第	1号	令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について
4	議第	2号	駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について
5	議第	3号	駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正について
6	議第	4号	駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
7	議第	5号	駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条
			例の一部改正について
8	議第	6号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
			る条例の制定について
9	議第	7号	令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算について
10	発議第	51号	駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正
			について

11 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和7年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和7年2月5日 (水) 午後2時 開会 於 議 場

○出席議員(18名)											
	1番	虫	明	弘	雄	2番	三	好	陽	子	
	3番	鈴	木	晴	範	4番	田	代		稔	
	5番	山	田	豪	彦	6番	波多	多野	靖	明	
	7番	小	泉	宣	子	8番	小	澤		隆	
	9番	佐	藤		周	10番	杉	本	_	彦	
	11番	天	野	佐仁	生里	12番	野	田	哲	郎	
	13 番	飯	田	安	雄	14 番	内	山	愼	_	
	15 番	三	田	忠	男	16 番	久佳	录田	吉	光	
	17番	植	松	恭	_	18 番	梶		泰	久	
○欠席議員 (なし)											
〇欠	員	(なし	·)								
○地方自治法第 121 条の規定による出席者											
管	理 者	賴	重	秀	_	副管理者	仁	科	喜世	世志	
副	管理者	小	野	達	也	消防長	安	<u> </u>	和	弘	
消	防部長	今	井	將-	一朗	警防部長	荻	島	正	己	
企	画課長	玉	Ш		稔	総務課長	石	井		安	
予	防課長	大	塚	康	弘	警防課長	廣	瀬	光	晴	

救急課長	高	木	智	仁	通信指令	大	嶽	泰	久		
第一方面本部長兼沼津南消防署長	石	Ш	芳	之	第二方面 本部長兼 田 方 中 消防署長	鈴	木	秀	康		
第三方面 本部長兼 伊 東 消防署長	増	田	幸	宏	会計室長	後	藤	寿	雄		
○議会事務担当職員											
書記長	山	田	純	也	書記	岩	﨑	孝	充		
書記	中	井	和	磨							

○議事日程

令和7年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程 令和7年2月5日(水曜日) 午後2時 開会

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 報第 1号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)
- 第6 報第 2号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)
- 第7 議第 1号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について
- 第8 議第 2号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について
- 第9 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正について
- 第10 議第 4号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11 議第 5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条 例の一部改正について
- 第12 議第 6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す る条例の制定について
- 第13 議第 7号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 第14 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正 について
- 第15 消防行政に対する一般質問
- 第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

〇議長(梶 泰久)

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、

令和7年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定

〇議長 (梶 泰久)

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題とします。

この度、新たに伊豆市から選出されました2人の議員の議席を会議規則第4条第 1項及び第2項の規定により、議長から指定いたします。

波多野靖明議員の議席は6番に、三田忠男議員の議席は15番に、それぞれ指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

〇議長 (梶 泰久)

次に、日程第2 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

2番 三好陽子議員、13番 飯田安雄議員を指名いたします。

◎諸般の報告

〇議長(梶 泰久)

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、浅田藤二議員及び黒須淳美議員が、議員任期満了により、失職しておりますので、御報告いたします。

次に、伊豆市から選出されておりました本組合議会議員に変更がありましたので、 御紹介いたします。

最初に、波多野靖明議員より御挨拶をお願いいたします。

〇6番議員(波多野靖明)

皆さん、こんにちは。伊豆市の波多野靖明でございます。今後ともよろしくお願いします。

〇議長(梶 泰久)

次に、三田忠男議員より御挨拶をお願いいたします。

〇15番議員(三田忠男)

お世話になります。伊豆市議会、三田忠男です。よろしくお願いいたします。

〇議長 (梶 泰久)

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました浅田藤二議員の議員任期満了による失職により、議会運営委員が1人欠員となりましたが、議会運営委員会条例第2条第2項の規定により、議長より、三田忠男議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、三好陽子議員他6人から、駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてが発案され、発議第1号として議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて 御了承願います。

次に、地方自治法第 235条の 2 第 3 項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和 6 年 7 月から12月までの定例検査結果報告並びに地方自治法第 199条第 9 項の規定により、定期監査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しを議席に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和6年中の火災、救急、救助及び 119番通報受信の概況を議席に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、 その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて 御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

〇議長(梶 泰久)

本日の議事日程は、議席に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

〇議長(梶 泰久)

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 植松恭一議員。

〇17番議員(植松恭一)

令和7年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、梶泰

久議長に御出席いただき、開催いたしました。

その概要について御報告申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案9件及び議員提出議案1件でございます。内容といたしましては、報第1号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)、報第2号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)、議第1号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について、議第2号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について、議第3号 駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正について、議第4号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第7号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算について、発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は1人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

〇議長(梶 泰久)

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第1号から議第7号までの9件一括上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(梶 泰久)

次に、日程第5 報第1号 専決処分の報告ついて(交通事故損害賠償額の決定) から日程第13 議第7号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以 上9件を一括議題といたします。 この9件に対する当局の説明を求めます。

〇管理者 (賴重秀一)

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第1号、報第2号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定 の専決処分について、御報告をするものであります。

次に、議第1号の案件につきましては、令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第5号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第7号の案件につきましては、令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部 長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、 お願い申し上げます。

〇警防部長 (荻島正己)

それでは、私から報第1号及び報第2号につきましての提案理由の補足説明を申 し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであ

ります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開 きください。

令和6年7月28日、伊東市十足 607番地の37において、本消防組合職員が公用車に乗り込むためドアを開放した際、損害賠償の相手方所有の車両に接触し、当該車両を損傷させた事故で、損害賠償額14万 1,600円をもって示談が成立したため、令和6年10月16日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第2号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、交通事故 に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであ ります。

内容につきましては、議案書 7 ページ並びに議案資料の 2 ページを併せてお開き ください。

令和6年7月30日、沼津市本郷町28番25号地先において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有のグレーチングの上を通過し、当該グレーチングを損傷させた事故で、損害賠償額5万9,400円をもって示談が成立したため、令和6年10月29日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号及び報第2号につきましての提案理由の補足説明を申し上げました。

〇消防部長 (今井將一朗)

それでは、議第1号から議第7号までの提案理由の補足説明を申し上げます。 議案書の9ページをお開きください。

議第1号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について御説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ1億2,781万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69 億2,215万5,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、10ページ、11ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、14ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書

で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目市町負担金、 1 節共通経費負担金、 1 の沼津市に 2,778万3,000円、 2 の伊東市に 1,070万9,000円、 3 の伊豆市に 792万6,000円、 4 の伊豆の国市に 1,006万4,000円、 5 の函南町に 699万5,000円、 6 の東伊豆町に 342万8,000円、 7 の清水町に 634万3,000円、 合計 7,324万8,000円を追加いたします。

続けて、2節個別経費負担金にまいりまして、1の沼津市に2,700万3,000円、3の伊豆市に609万3,000円、4の伊豆の国市に663万7,000円、5の函南町に446万1,000円、6の東伊豆町に245万3,000円、7の清水町に785万5,000円、合計5,450万2,000円を追加し、市町負担金の総額を63億2,349万円といたします。

次に、5款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金にまいりまして、1の 駿東伊豆消防組合共同消防基金利子に1万4,000円、2の駿東伊豆消防組合田方消 防基金利子に3万3,000円、3の駿東伊豆消防組合伊東市消防基金利子に1万 9,000円、4の駿東伊豆消防組合東伊豆町消防基金利子に2,000円、合計6万 8,000円を追加し、利子及び配当金の総額を25万円といたします。

これは、人事院勧告に伴う職員管理費の給料、職員手当等、共済費などの人件費に係る財源不足について、沼津市派遣職員他給与等支給事業、旧田方消防組合職員給与支給事業、旧東伊豆町職員給与支給事業及び旧清水町職員給与支給事業は、個別経費負担金から、組合採用職員他給与支給事業は共通経費負担金から財源充当するものであります。

また、想定より積立利率が高騰したことに伴う組合管理費の積立金、元加積立に係る財源不足について、各消防基金積立事業において、利子及び配当金から財源充当するものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

18ページから23ページまでをお開きください。

2款1項1目組合管理費、24節積立金に6万8,000円を追加し、組合管理費の総額を1億3,663万8,000円とするものであります。

これは、想定より積立利率が高騰したことに伴い、4の共同消防基金積立事業に 1万4,000円、6の伊東市消防基金積立事業に1万9,000円、7の田方消防基金積立事業に3万3,000円、8の東伊豆町消防基金積立事業に2,000円を追加するものであります。 次に3款1項1目職員管理費、1節報酬に65万7,000円、2節給料に5,571万3,000円、3節職員手当等に7,044万5,000円、4節共済費に86万1,000円、18節負担金補助及び交付金に7万4,000円を追加し、職員管理費の総額を54億6,017万5,000円とするものであります。

これは、令和6年度の人事院勧告に伴い、1の沼津市派遣職員他給与等支給事業に2,700万3,000円、3の旧田方消防組合職員給与支給事業に1,719万1,000円、4の旧東伊豆町職員給与支給事業に245万3,000円、5の旧清水町職員給与支給事業に785万5,000円、6の組合採用職員他給与支給事業に7,324万8,000円を追加するものであります。

次に、議案書の9ページにお戻りいただきまして、第2条にあっては、地方自治 法第 214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び 限度額として、議案書12ページの第2表債務負担行為のとおり、債務負担行為とし て設定するものであります。

これは、令和7年度当初から必要になる設備の保守点検や庁舎清掃等の業務委託 費について、令和6年度中に入札執行ができるよう設定するものであります。

次に議案書24ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の事項、限度額、当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上が、議第1号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)についてでございます。

続きまして、議案書の25ページ及び議案資料の3ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

議第2号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正について御説明いたします。 本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条文に条ずれが 生じるため、改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、地方自治法を引用している第6条中「第 243条の2 の8」を「第 243条の2の9」に改めます。

なお、附則といたしまして、施行日を、地方自治法の一部を改正する法律附則 第1条第3号に掲げる規定の施行の日とするものであります。

以上が、議第2号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案書の27ページ及び議案資料の4ページの新旧対照表を併せてお 開きください。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正について御説明いたします。本改正は、本組合職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、採用人数の平準化による人材の安定的な確保、新規学卒者における均等な就職機会の確保を図るため、本組合職員定数条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、職員の定数を「 609人」から「 667人」に改めます。 なお、附則といたしまして、施行日を令和7年4月1日とするものであります。 以上が、議第3号 駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正についてでござい

続きまして、議案書の29ページ及び議案資料の5ページを併せてお開きください。 議第4号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明 いたします。

本改正は、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準ずるため、 及び1か月に60時間を超える時間外勤務のうち、1週間の正規の勤務時間を超えて 命ぜられた勤務に対する規定を整備するため、本組合職員の給与に関する条例の一 部改正を行うものであります。

なお、施行期日に合わせ、2条建てにて改正しております。

それでは、改正の主な内容について、御説明いたします。

ます。

本条例第1条は、令和6年4月1日に遡り適用するものであります。

第26条にて、期末手当の支給割合を現行、 100分の 122.5から、6月に支給する場合には、現行どおり、12月に支給する場合には 100分の 127.5に改めます。

定年前再任用短時間勤務職員については、読替規定により、現行、 100分の 68.75から、6月に支給する場合には、現行どおり、12月に支給する場合には 100 分の 71.25に改めます。

続きまして、第29条にて、勤勉手当の支給割合を現行、 100分の 102.5から、6 月に支給する場合には、現行どおり、12月に支給する場合には 100分の 107.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員も、現行、 100分の 48.75から、6月に支給する場合には、現行どおり、12月に支給する場合には 100分の 51.25に改めます。

さらに、給料月額の引上げ改定により別表第1及び別表第2の給料表を改めるものであります。

次に、議案書の39ページから及び議案資料の14ページからを併せてお開きください。

本条例第2条は、令和7年4月1日から施行するものであります。

第11条にて、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を1万3,000円に改めます。

また、消防職給料表8級の適用を受ける職員についても、給与法に倣い、他の職員と同額となるように改めます。

さらに、第11条第5項にて、扶養手当の規則への委任規定を定め、第12条を削除 いたします。

続きまして、第14条にて、前述の扶養手当において事実上の婚姻関係を含む配偶者の規定が削除されたことに伴い、配偶者に対する規定を再定義しました。

続きまして、第15条にて、通勤手当支給限度額の拡大及び採用時から新幹線鉄道 等に係る特例の適用を受けることができるように改めます。

続きまして、第18条にて、単身赴任手当に関して、採用時から手当の適用を受けることができるように改めます。

続きまして、第21条にて、1か月に60時間を超える時間外勤務のうち、1週間の 正規の勤務時間を超えて命ぜられた勤務に対する時間外勤務手当の規定を整備しま す。

続きまして、第26条にて、本条例第1条で改正いたしました、期末手当の支給割合を令和7年度から6月と12月に均等配分するため100分の125に改めます。

定年前再任用短時間勤務職員についても、均等配分により 100分の70に改めます。 続きまして、第29条にて、勤勉手当も期末手当と同様に 100分の 105に、定年前 再任用短時間勤務職員についても、 100分の50に改めます。

続きまして、第30条にて、管理職員が災害への対処、その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当における支給対象時間を拡大するため、現行の午前0時から午前5時までを、午後10時から翌日午前5時までに改めます。

続きまして、第31条にて、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給できるように改めます。

続きまして、令和7年4月1日から施行する給料表として、別表第1及び別表第 2を改めます。

この規定は、国家公務員の給与改定に倣い、令和7年4月1日から各職員の給料

号給が切り替わることから、これに対応するため、給料表を改正するものであります。

次に、議案書の50ページをお開きください。

附則第1条にて、本条例の施行期日等を規定します。

本条例は、公布の日から施行します。

ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行し、第1条の規定による改 正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日に遡り、適用します。

続きまして、附則第2条にて、改正前の給与条例の規定に基づき支給された給与 は、第1条の規定による改正後の給与条例の内払いであることを規定します。

続きまして、附則第3条にて、給料表の号給の切替えを規定します。

この規定は、国家公務員の給与改定に倣い、職務や職責に応じた給与上昇を確保するため、消防職給料表4級から8級まで、行政職給料表3級から5級までの初号 近辺の号給を削除し、これらの級の初号の月額を引き上げるためのものです。

続きまして、附則第4条にて、給料表の号給の切替日前に職務級が異動した職員 に対する調整について規定します。

続きまして、附則第5条にて、本条例による扶養手当の支給額改正に伴う、受給 者への影響を出来るだけ少なくするため、令和7年度中の段階的措置を規定します。

続きまして、附則第6条にて、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置を規 定します。

最後に、附則第7条にて、経過措置に対する規則への委任を規定します。

なお、附則第3条の号給の切替表を議案書52ページから60ページまでに附則別表 として規定しています。

以上が、議第4号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案書の61ページ及び議案資料の27ページの新旧対照表を併せてお 開きください。

議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の 一部改正について御説明いたします。

本改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条文に条ずれが 生じるため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、地方自治法を引用している第1条中「第 243条 の2の7第1項」を「第 243条の2の8第1項」に、「第 243条の2の8第3項」 を「第 243条の2の9第3項」に改めます。

なお、附則といたしまして、施行日を地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1条第3号に掲げる規定の施行の日とするものであります。

以上が、議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案書の63ページ及び議案資料の28ページから33ページの新旧対照表を併せてお開きください。

議第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律が、令和7年6月1日に施行されることに 伴い、本組合の関係条例の整理に関する条例の制定を行うものであります。

改正法は「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することから、本組合の条例に規定する「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改め、所要の経過措置を規定するものであります。

以上が、議第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定についてでございます。

続きまして、議第7号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

資料につきましては、令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び令和7年度予算の概要となります。

初めに、令和7年度予算の概要1ページをお開きください。

令和7年度駿東伊豆消防組合予算編成理念につきましては、上から2段落目の項に記載のとおり、経済状況については、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続いているものの、燃料費が高水準で推移していることや物価高騰の影響は大きく、依然構成市町の財政状況が厳しいことが予想される中、令和7年度予算編成にあっては、全事業において徹底的な内容の見直しに努めた上で、消防体制の充実・強化を図り、住民の消防に対する期待に応えられるよう編成いたしました。

次に、2ページをお開きください。

令和7年度予算編成に係る重点事項について御説明いたします。

重点事項として、以下の4つの項目を掲げました。

1つ目は、あらゆる災害に対応できる消防活動能力の向上とし、多種多様化する

あらゆる災害に対し、災害実態に応じた効率的な消防・救急活動を展開できるよう、 消防活動能力を向上させるとともに、消防サービスを向上させるための消防体制の 構築を図っていくこと。

2つ目は、火災原因調査などの予防行政の強化とし、防火対象物における消防法令違反等の是正の徹底、火災原因調査体制の強化、住宅防火対策やDXの推進等、ソフト・ハード両面にわたる防火・防災安全対策を推進すること。

3つ目は、消防防災体制の充実・強化とし、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や激甚化・頻発化する風水害・土砂災害などの大規模自然災害に適切に対応するため、消防防災体制の充実・強化に努めること。

4つ目は、人材の育成とし、行政資源の大部分が人材であることから、より質の高い消防サービスを目指すため、専門的知識や技術の習得はもちろん、将来を担う人材の育成に努めること。

以上の4つを令和7年度予算編成に係る重点事項として掲げ、主要事業を推進してまいります。

次に、3ページを御覧ください。

予算総額の状況について、御説明いたします。

令和7年度の歳入歳出予算総額は、68億5,012万3,000円で、特定財源を差し引い た構成市町の負担金は、65億575万7,000円となります。

前年度と比較し予算総額は、1億5,158万5,000円の増額となり、構成市町の負担額で比較しますと、3億1,073万2,000円の増額となっております。

この負担額の増額については、人事院勧告等に伴い人件費が増額となったこと、約2億5,000万円、令和5年度に起債した救急車両3台等に係る元金償還分などの公債費、約800万円、その他、各消防署に設置している気象観測装置の再設置と無線基地局の法定点検、約1,400万円、内部情報系端末のOSアップグレード及び回線構築費、約1,000万円、また、一般照明用蛍光灯の生産中止に伴う各消防署所のLED化、約900万円などが主な要因であります。

燃料費が高水準で推移していることや物価高騰の影響が大きい中、全事業の見直 しを徹底的に行ったほか、安全・安心なまちづくりに必要な消防力を維持できる範 囲で車両や資器材の整備計画を再検討し、また、実情を精査した中で経常経費の縮 減に努めたことにより、構成市町の負担額は前年度比で3億1,073万2,000円の増額 となったものの、人件費、公債費、法定点検等の上記必要経費などの増額要因を差 し引くと、前年度比で約2,000万円の増額にとどまるよう編成しました。 本予算案は、令和7年度も消防行政を取り巻く社会環境に柔軟に対応しながら、 効率的かつ効果的な事業の執行に努めることで、住民への消防サービスは引き続き 万全な体制が確保できると考えております。

続きまして、令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算書にて、御説明いたします。 予算書の1ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算でありますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,012万3,000円と定めるものであります。

なお、第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載 のとおりであります。

次に、第2条の繰越明許費でありますが、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費のとおり、3款1項消防車両整備事業において、2億 2,516万 2,000円を繰越明許費として設定するものであります。

これは、令和7年度に更新整備予定の消防ポンプ自動車等3台について、年度内の納車が困難なことから、経費の一部を翌年度に繰越して支出しようとするものであります。

次に、第3条の地方債でありますが、5ページを御覧ください。

第3表地方債で、起債の目的は消防施設整備事業費、限度額は2億 4,400万円と 定めております。

これは、令和7年度に更新する消防車両4台及び救急車両3台を更新整備する事業に伴うものであります。

1ページに戻りまして、第4条の一時借入金でありますが、これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、2億4,400万円と定めております。

以上が議案の説明となります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でありますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度と比べ、3億 1,073万 2,000円増の65億575万7,000円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ、11ページにまいりまして、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両や資機材等の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、5款財産収入の1項財産運用収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や、10ページから13ページにかけましての共同消防基金及び個別消防基金の利子で、2項財産売払収入は、消防車両を更新後、廃車する車両の売払収入であります。 次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出しで、7款繰入金は、各消防基金

からの繰り入れであります。 次に、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しで、さらに、

令和6年度に歳入した寄附金3,500万円を令和7年度の救急車の購入経費に充当するため、共通経費として繰越すものであります。

次に、14ページ、15ページにまいりまして、9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、2項雑入は、派遣職員に係る人件費の県からの受け入れや、消防大学校入校に係る静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れなどであります。

次に、16ページ、17ページにまいりまして、10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款議会費であります。

これは、組合議会の定例会及び臨時会並びに議会運営委員会の開催に係る議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの137万4,000円となっております。

次に、18ページから21ページにかけましての、2款1項1目組合管理費であります。

これは、組合管理者等の報酬や財務会計・人事給与システム及び内部情報ネットワークシステムの維持管理経費などで、計上額は1,415万9,000円増の 5,493万円であります。

増額の主な理由は、職員の使用する内部情報系端末のOSアップグレードやADSLのサービス終了に伴い内部情報ネットワーク回線を一部変更することによるものであります。

次に22ページ、23ページにまいりまして、2款2項1目監査委員費であります。 これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は、前年度並みの31万 6,000円となっております。

次に、22ページから31ページにかけましての、3款1項1目職員管理費であります。

これは、職員の人件費、健康管理費、研修費及び被服費などで、計上額は、2億3,889万7,000円増の55億7,132万2,000円であります。

増額の主な理由は、令和6年度人事院勧告等に伴い人件費が増額したことによる ものであります。

次に、30ページ下段から35ページにかけましての、3款 1 項 2 目消防運営費であります。

これは、消防本部、消防署所及び消防指令センター等を運営していくための光熱水費、消耗品費及び燃料費などの経費で、計上額は、1,289万4,000円増の2億2,649万円であります。

増額の主な理由は、火災原因調査体制を強化するため、老朽化した X 線透過検査 装置を更新整備することによるものであります。

次に、34ページ下段から41ページにかけましての、3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎、通信指令システム等の維持管理、車両、資器材等の更新や点検整備などの経費で、計上額は1億3,257万8,000円減の6億3,537万1,000円であります。

減額の主な理由は、令和7年度は、令和6年度実施の通信指令システム等の機器 更新がないため、機器更新費用等が減額したことによるものであります。

次に、40ページから43ページにかけましての、4款公債費であります。

これは、本組合で起債した元金償還及び償還利子と、旧田方地区消防組合時代に起債した元金償還及び償還利子で、計上額は816万5,000円増の3億4,532万円であります。

増額の主な理由は、令和5年度に起債した救急車両3台等に係る元金償還分など の公債費の償還が開始されることによるものであります。

最後に、5款予備費であります。

これは、緊急消防援助隊の派遣や消防施設の緊急修繕等の予算外の支出に充てるためのもので、計上額は、1,000万円増の1,500万円であります。

増額の主な理由は、突発経費の過去の実績や当本部の緊急消防援助隊の派遣状況 を鑑み増額したものとなります。 歳出は以上となりまして、次に、44ページをお開きください。

こちらは、繰越明許費に関する調書であります。これは、3款1項3目消防車両整備事業において、説明欄記載のとおり、令和7年度に更新整備予定の消防ポンプ自動車等3台について、年度内の納車が困難なことから同事業2億3,925万円のうち2億2,516万2,000円を繰越明許費として定め、経費の一部を翌年度に繰越して支出しようとするものであります。

次に、45ページを御覧ください。

こちらは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、令和7年度末の現在高見込額を、表の一番右の欄に記載してございますが、本組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、19億2,475万5,000円となっております。

次に46ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の事項、限度額、前年度末までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

次に、47ページから71ページまでは、各給与費明細書を付けてございます。

以上が、議第7号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算についてでございます。 以上、管理者提出議案であります、議第1号から議第7号までの提案理由の補足 説明を申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長 (梶 泰久)

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

報第1号、2号、議第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、以上9件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号、2号は、地方自治法第 180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、以上7件に対する討論 を伺うことにいたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 令和6年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 駿東伊豆消防組合監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決 いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 駿東伊豆消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の 一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

次に、議第7号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第7号 令和7年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は可決されました。

◎発議第1号の上程、採決

〇議長(梶 泰久)

次に、日程第14 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する 条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、発案者の説明を省略いたしたいと 思います。さらに、本件は質疑、討論もないものと思いますので、直ちに採決した いと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに採決することに決しました。

発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正に ついてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

〇議長(梶 泰久)

次に、日程第15 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 小澤隆議員。

〇8番議員(小澤 隆)

テクノロジーの研究並びに活用の検討状況について伺います。

消防に関する先端技術には、様々なものが存在すると思いますが、それらの中から、今後の消防業務において有効であると思われるものの導入を積極的に検討していくことが大切なことであると思います。

消防に関するテクノロジーの一部の例としましては、火災現場でも建物内を見通せるヘルメットがあり、そのヘルメットにはC-THRU・ARシステムというものが導入されており、生体センサー、空気中の毒性を測るセンサー、サーマルカメラの情報を組み合わせて表示されるというものであります。

また、市原市で導入しているスクラムフォースという消防ロボットシステムでは、 飛行型偵察監視ロボット、スカイ・アイ、走行型偵察監視ロボット、ランド・アイ、 放水砲ロボット、ウォーター・キャノン、ホース延長ロボット、タフ・リーラーの 4種のロボットを活用することができます。

ドローンの活用につきましても、その活用方法は多様化しており、例としては、 医療物資などの物資輸送も可能です。カメラを使った空撮については、広角カメラ、 ズームカメラ、赤外線サーマルカメラなどによって、詳細な情報収集ができ、消火 対象の位置を知るために有効であります。夜間撮影に対応したものもあり、暗闇の 中でも鮮明な画像を記録することもできます。さらには、ドローンを使った消火に ついても研究が進んでおります。

また、VRを使った訓練を実施する例もあり、VRゴーグルを着用して災害の様子や避難する様子を仮想体験することもできます。

先端技術の内、ごく一部のものを紹介いたしましたが、より効果的な消火活動、 救急活動など消防業務全般を改善してくため、先進的なテクノロジーの情報収集や 研究、活用の検討はどの程度行っているのかお伺いいたします。

〇警防部長 (荻島正己)

先進的なテクノロジーの情報収集や研究、活用の検討についてお答えします。

初めに、消防活動面においては、建物火災で内部進入時に活用する熱画像直視装置を既に全消防隊に配備を完了しております。

この装置は、赤外線カメラとセンサーにより、濃煙内や暗闇においても、建物内の視認を可能にするとともに、建物内部の温度を色分けにより確認できる装置であります。

また、ドローンについては、現在、5機保有しており、災害現場で活用している ところであります。

しかしながら、先進的なテクノロジーを活用した資機材等は、ただ今答弁しまし

た資機材以外にも、AR及びVRを駆使した装置や自立型消防ロボットなど、多岐にわたり開発されており、国からの無償貸与を含め、既に導入されている消防本部もあることは承知しております。

特に、ドローンについては、活用方法が多様化され、その機能も日々進化していることから、夜間でも撮影可能で、様々な情報収集機能を保有する、ハイスペックなドローンの運用について、現在検討しているところであります。

次に、救急活動においては、令和7年度更新救急自動車3台のうち1台に電動ストレッチャーを配備する予定です。

電動ストレッチャーは、従来の手動式と比較し、傷病者に対する負担の軽減や安全性の向上だけでなく、増加が見込まれる女性隊員や高年齢隊員の体力的な補完ができることから、今後も将来を見据えた計画的な配備が必要と考えております。

また、令和7年1月15日から約2か月間で田方中消防署及び田方南消防署の救急隊と順天堂大学医学部附属静岡病院で連携しウェアラブルカメラを使用した動画伝送システムの実証実験を実施しております。

これは、活動中の救急隊員がカメラを装着することで、視認する情報が映像として病院側に伝送されるため、傷病者の状態や表情など言葉で伝えきれない内容がリアルタイムで共有でき、また、心電図などのデータも瞬時に伝達できるため効果的かつ円滑な現場活動につながるものと考えております。

経費面や通信状況などの課題がありますが、将来的に実運用に向けて検討してまいります。

さらに、本年度マイナンバーカードを利用した、いわゆるマイナ救急の実証事業 に参加する予定でおります。

次に、通信指令業務においては、近年、聴覚や言語機能に障がいがある方に配慮 した音声以外の緊急通報手段に関する社会的需要が更に高まっているものと認識し ております。

このことから、音声による緊急通報のほか、FAX 119、メール 119、NET 119の文字通報に加え、通訳オペレータが手話等を音声に通訳する電話リレーサービスとの接続など、通報手段の多様化を図っております。

さらに、令和7年度から映像を使って緊急通報を行うことができる映像通報機能 を導入する予定でおります。

この映像通報機能により、指令員が災害現場の様子や傷病者の状況をより正確に 把握できるほか、効果的な応急手当が期待できるものと考えております。 次に、火災予防業務においては、令和5年度から火災予防分野における各種手続の電子申請を導入し、防火・防災管理者選任解任届出書や消防計画作成変更届出書など10種類の申請に対応しております。

令和5年度の電子申請の件数は124件、令和6年度は1月末時点において、既に415件と前年度と比較し、約3倍となっております。

今後は、現在10種類の申請に対応している電子申請を順次拡大し、利用者の利便性向上に努めてまいります。

このほか、現在、事業所等における消防訓練において、水消火器を用いた消火訓練を行っておりますが、天候に左右されることや実施場所の確保といった課題があることから、新たにVR技術を用いて消火訓練を実施することができるVR消火訓練資機材の導入について検討してまいります。

これら、先進的なテクノロジーを活用した資機材等の導入にあっては、少し工夫 すれば取り入れられるものから大がかりな準備が必要なものまで様々であると認識 しており、本消防本部においても、引き続き研究を重ね、まずは取り組めるところ から検討を行い、一歩でも前へ進んで行ければと考えております。

以上でございます。

〇議長(梶 泰久)

以上で、小澤隆議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

〇議長(梶 泰久)

次に、日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

〇議長(梶 泰久)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

〇議長(梶 泰久)

これをもって、令和7年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

午後3時 閉会

○地方自治法第 123条第2項の規定により署名する。

令和7年2月5日

議 長 梶 泰久

議 員 三 好 陽 子

議 員 飯 田 安 雄